

福島県環境審議会第2部会議事録（平成16年3月22日）

司会（小松企画主幹）

ただ今より、福島県環境審議会第2部会を開会いたします。
はじめに、引地部会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

引地部会長

委員の皆様には、年度末で御多忙のところ、御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本部会では、3月9日に知事から諮問されました「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」審議を進めることになっております。

産業廃棄物税等の経済的手法については、平成14年度に本審議会が答申した「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」に係る附帯意見において、「その導入について検討する必要がある」としたことからも、精力的に審議して参りたいと考えておりますので、委員の皆様のご積極的な御意見、並びに御提言をよろしくお願ひいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひします。

司会（小松企画主幹）

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、早速議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、引地部会長に議長をお願いすることにいたします。よろしくお願ひします。

議長（引地部会長）

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願いします。

はじめに、議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長（引地部会長）

御異議がないようですので、議事録署名人として、中村玄正委員と新妻香織委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。

本日、御審議いただく議題は、3月9日の環境審議会全体会で諮問がなされました「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」であります。

それぞれの検討事項については、あらかじめ委員の皆様には資料をお送りして、その内容等について御検討いただいているところです。

それでは、1つめの検討事項であります「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会報告について」ですが、本日は、同検討会の座長を務められた山川充夫福島大学経済学部教授に大変お忙しい中、お越しいただいておりますので、御説明をよろしく願いしたいと思います。

それでは、山川先生よろしくお願ひします。

山川教授

山川でございます。

日頃、立って話をしておりますので、立ったままでお話をさせていただきたいと思ひます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

私たち、13名ということで、議論をして参りました。この審議会の諮問を受けるという形で、私ども、作業を行ってきたわけでございます。

時間も限りがございますので、ちょっと順不同の形になりますけれども、御説明させていただきます。

まず、6ページを御覧いただきたいと思います。

6ページは、検討会の設置要綱でございます。こういう形で、私たちはやってきたということでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページが、検討会のメンバーでございます。13人で構成されております。昨年の5月から、内容的にはかなりインテンシブな形で議論をさせていただきました。で、検討会のメンバーですけれども、13名、それぞれ学識経験者、経済界、産業界、産業廃棄物処理業界、そして県民等という5つのグループで構成されております。学識経験者は、それぞれ肩書きが現職で載っておりますので、ここでは省略をさせていただきます。いずれにいたしましても、オープンな形で産業廃棄物処理の現状であるとか、あるいは課題であるとかということにつきまして、様々な観点から広く議論を行ってまいりました。また、廃棄物の議論だけにとどまらず、資源循環型農業の展開であるとか、あるいは工業界、産業界における産業活動の関係、あるいは国民のライフスタイルの関係、こういったいわば極めて幅広い分野での議論を行ってまいりました。

この検討会で、どのように議論を行ってきたのかということでございますけれども、5ページを御覧いただきたいと思います。

5ページに、検討会の経緯が書かれております。この検討経緯だけだと、何を議論したのかということについて分からない面があるかと思ひますので、若干補足しながらいきたいと思ひます。

5月27日の第1回は趣旨説明と意見交換ということでありました。

そして第2回、これは県の側から産業廃棄物行政の課題についての説明があったということでありました。

そして、第3回から、それぞれの委員がそれぞれの立場から、あるいは日頃考えておら

れることを率直な形で意見を出していただきました。紺野委員からは「産業廃棄物処理の現状と今後のあり方」ということで、意見を発表していただきました。

また、第4回では、福島大学の東田委員から、「廃棄物削減のための経済的手法」ということで、どちらかといえば理論的な観点から、経済学の理論というところから意見を出していただきました。いいところもあれば、悪いところもあるという、オールマイティではないということについての発表がございました。

それから第5回は、鈴木委員からの発表であります。「産業廃棄物の中間処理について」ということで、中間処理のあり方といったところがポイントになってくるということでもあります。

それからまた、第5回では佐藤委員から御発表がございました。「蓬莱団地における更新への取り組みについて」ということで、御承知のように、福島の郊外にあります蓬莱団地は、いわゆるニュータウンというふうに言われておりますけれども、ここで高齢化が進んでおります。住み替えの問題であるとか、それに関わる建物のリサイクル、リニューアルといった、いわば建設業界からこういった問題にどう取り組んでいくのかということについての意見がございました。

それから、第6回の検討会では、和泉委員が、これは福島キヤノンでございますが、ここでは、ゼロエミッションということ、世界的にも知られているところであります。そういったところの、工場でこういった取り組みがなされているのかということについて、「資源循環型社会への取り組み」ということで、いわゆるマテリアルという側面から報告をしていただきました。また、同時に、「ガソリンスタンドにおける廃棄物処理」ということで、これにつきましては、いわき地区で問題になりました硫酸ピッチの問題のことなども含めた形で、どのように考えていったらいいのかということの御報告がございました。さらに、中島委員からは、農業の観点から、一見すると農業というのは環境にやさしいというように見られがちであるけれども、しかしビニールの処理の問題等を含めて、環境に負荷をかけているという面があるという率直な御意見が出されました。

第7回の検討会につきましては、こうした6回までの議論を受ける形で、いわゆる学識経験者の方々から、それをどうように捉えていくのかということでの意見を出していただいております。渋谷委員からは「経済的手法の意義と問題点」ということ、知野委員からは「『完全循環型社会』達成のための既成概念の転換と経済的手法の提案」、名越委員からは「循環型社会形成を考える」、そして、東田委員からは、これは文章発言ということでございますけれども、「環境保全協力金の経済学的な観点からの検討」、「経済的手法について」という報告がございました。

その上で第8回で、検討のとりまとめをし、そして第9回の検討会で意見交換をした上で、結論としては、産業廃棄物税に対する評価と検討を進めるべきであるということについての県に対する提言がまとまったということでもあります。

以下、これにつきまして、もう少し具体的に御紹介をさせていただきます。

1ページに戻っていただきたいと思えます。

以下、基本的には、この文面に書かれていることの報告になります。

序のところは、もうここでは環境審議会でございますので、改めてこうしたことを述べる必要はないかと思えますので、これは省略をさせていただきます。

「1」のところで、福島県内の産業廃棄物処理の現状ということでございます。

特徴としては、まず第1点目、産業廃棄物の排出量が高水準で推移をしてきているということでございます。ここにも書いてありますけれども、平成10年度は666万4千トンで、これは平成5年度の1.41倍となっているということであります。いろんな努力はしているけれども、現在も高い水準で推移しているということでございます。

それから2番目の点として、産業廃棄物処理施設が設置しにくい状況にあるということでもあります。これも、私が御説明するまでもなく、皆さん方よく御存じのことと思えますけれども、平成17年度という時点における残余年数は、管理型最終処分場で約9年という見通しをたてているということでもありますけれども、新規の設置ということにつきましては、土地の高度利用の進展による適地の減少であるとか、あるいは周辺住民の合意形成が図られにくくなっていることで困難だという状況にあるということでもあります。

それから3番目の点として、不法投棄が依然として発生しているということでございます。県内の投棄量10トン以上の不法投棄の件数は、平成13年度で14件で、平成5～7年度平均の2.8倍ということでもあります。あるいはまた、全国的に見ても、つい先日岐阜県で大量の廃棄物が発見されるという事態が生じているわけでございます。

2番目に、福島県が今後取り組むべき事項ということでございます。2ページに移っていただきたいと思えます。

ここでは、何点かございますけれども、最初に、産業廃棄物に関する国民的理解を促進する必要があるということでございます。産業廃棄物は、生産活動が行われればその発生は避けられないものであるということ、産業廃棄物を循環的に利用し、適正に処理することにより、環境への負荷といったものは極力抑えることができるということでございます。こういうことから、循環型社会における産業廃棄物の位置付けについて国民的理解を得ることが極めて必要であり、もちろん、福島県の場合には、県民ということにもなるわけがありますけれども、外から入ってくるということなども含めて、それから、福島県から発信をしているということなどを含め、国民的な理解の促進が必要だということでございます。

2番目の点として、産業廃棄物排出量の抑制ということでございます。産業廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するためには、排出事業者が自ら排出抑制に取り組むことが不可欠であり、こうした排出事業者のより一層の意識改革や技術開発を促進する取組みが必要ということでございます。

それから、3点目として、リサイクル、物質循環ということでございますけれども、この促進ということでございます。排出された産業廃棄物は、資源の有効活用という観点からの再使用や再利用により、環境への負荷の減少が図られます。このため、リサイクル技術の開発や生産段階からリサイクルを前提とした製品の開発、環境・リサイクル産業の育成・創出などにより、産業廃棄物のリサイクルをより一層進めていくことが必要ということでございます。

4番目の点として、産業廃棄物処理施設の整備促進ということでございます。排出量の抑制であるとか、あるいはリサイクルを進めてもなお処理しなければならない産業廃棄物については、適正処理を行うことになるわけでございます。このための産業廃棄物処理施設についての信頼性を確保するため、行政、処理業者等が安全性、必要性等について情報

の提供や公開を行うなど、住民の理解の促進に努めることが必要であり、これによって長期的展望に立った産業廃棄物処理施設の整備を促進し、必要な処理能力を確保していくことが必要だということでもあります。

5番目の点として、不法投棄の未然防止ということでございます。不法投棄の発生は、環境への悪影響を及ぼすだけではなく、産業廃棄物及び産業廃棄物処理に対する不信感の増大につながるわけでありまして、従いまして、循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理にとって大きな脅威となります。このため、地域の団体や他県とのネットワークの形成なども図りながら、不法投棄監視体制の強化、適正なコスト負担に係る排出事業者の意識促進、善良な処理業者の育成、県民への情報提供等により、未然防止の取組みがさらに進められることが必要だということでもあります。

次のページに参ります。

さて、以上のような検討を踏まえた上で、福島県における経済的手法の導入についてと、いうことを以下御紹介をしたいと思いますというふうに思うわけでありまして、ここでも、前書きのところがございますけれども、一段落目は省略させていただきまして、二段落目でございます。

本検討会では、さらに、循環型社会のシステムを安定させ、産業廃棄物を取り巻く諸課題を解決するため、産業廃棄物行政における経済的手法である税、課徴金、協力金、ラベリング制度などのうち、代表的なものの一つとして産業廃棄物税に係る課題を取りまとめたというわけでありまして。

第1点目、産業廃棄物税についてということではありますが、産業廃棄物税については、いわゆる価格メカニズムということでもありますけれども、市場原理による産業廃棄物の排出抑制が図られること、税収が循環型社会の形成と円滑な産業廃棄物処理のための施策の財源となること、排出事業者や処理業者等の自主的な取組みを側面から支援することができるといった複数の効果を組み合わせることができるということでもあります。

さらに、自主的取組み、規制的手法を含めた、こうした三つの手法を組み合わせることによって、循環型社会の形成に有効な手法であると考えているわけでございます。

従いまして、産業廃棄物税だけをやれば解決するということでないということであり、このところが私たちいろいろ議論したところのポイントであります。税だけではなくて、いろいろな手法を組み合わせないと難しいですよということでもあります。

今後は、近県の状況を踏まえつつ、以下の課題を整理し、産業廃棄物税の導入に向けた検討を早急に進めることが必要であり、この検討につきましては、福島県環境審議会に委ねたいということでございます。

2番目として、今後検討すべき課題ということについてでございます。これも何点かございます。まず1点目、税の用途まで含めた制度の全体像について、県民や事業者等の十分な理解が必要であること。2つ目として循環型社会の形成を担うシステムということを検討するという。それから3番目として、県民、排出事業者、処理業者、行政等がこれまで行ってきた様々な取組みとの調和が必要であるということ。4番目の点として、産業廃棄物税の有効な用途についてということ。5番目として、排出事業者及び処理業者の事務負担への配慮の問題。6番目として、課税客体の適切な捕捉や、不法投棄などの負担回避措置が起きないための監視等の強化など、制度の実効性の確保ということ。周辺自治

体との制度面での調和ということ。そして、制度の効率性への配慮。こういったことなどを今後の課題ということで述べさせていただいたということでございます。

最後でございます。こうしたことを検討したわけでありませけれども、私たちの検討会の中で、この挙げたもの以外に、いろいろな御意見がございました。これも、今後参考になるであろうということでございますので、ここで取り上げさせていただきました。5点でございます。1点目、廃棄物を一体としてとらえる施策の形成。特に一般廃棄物と産業廃棄物の区別の問題でございます。2つ目として、人間のライフサイクルに即した建築物の再利用の促進ということ。3番目として、税務部門と連携した不法投棄未然防止の推進ということ。4点目として、省資源へのインセンティブを付する手法の検討ということ。最後に、農業の環境面での多面的機能の評価ということ。以上、これまでの私たちの検討の結果、そして今後検討していただきたいということでの課題、そしてそれだけではなく、参考となるべき意見、こういった3つの形に分けて御紹介をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（引地部会長）

ありがとうございました。

ただ今の御説明について、御質問等がございましたらお願いします。

樫村委員

3ページに「排出事業者及び処理業者への事務負担への配慮」とありますが、特に事務負担というのがよくわからないので、お教えいただきたい。

山川教授

結局、税金をどこでとるかということです。ある面で、取りやすいところからとってしまうということもあるんですけども、御承知のように、産業廃棄物はたくさん所から出てまいります。そこから、中間処理業者を経由しながら、リサイクルをされたり、あるいは、どうしてもないものについては最終処分ということになるんですけども、産業廃棄物税をかけていくときに、どの時点でこれをかけるのかということに、排出事業者、あるいは処理業者というところに一番目を向けやすいということなんですけれども、しかし、そこで全部捕捉できれば、つまりそこで徴収できればいいんですけども、排出事業者、特に中間処理業者のところ厳しいと思うんですけども、排出事業者から産業廃棄物税に係るものがそこでちゃんと徴収できればいいんですけども、徴収しにくいということがあったり、それを徴収するために必要以上に事務手続きが大変で、そのためのコストがかかって高くなってしまふことがあるということで、こういったことを配慮する必要があるだろうというふうにはここでは書かせていただいたということでございます。

新妻委員

3ページの(2)の下から2行目のところ、「周辺自治体との制度面での調和」というのは、いただいた税金を周辺自治体でも使わせてもらうというように解釈していいのでしょうか。というのは、例えば核燃料税のようなものが、これとは全然別にありますが、あれな

んかは私は第1には、地元の原子力防災と地域振興に使うべきだと思うんですね。そんな形で、処理場ができると、やっぱり安全だといっても、微量ながらいろいろなものが出てきて、その土地に非常に迷惑をかけるということにはなるわけですね。処分場の放流水とか、福島県も検査していますけれども、18種類の化学物質が地下水や放流水から出ているのも事実なんですね。最悪の事態、そういう処理場が倒産してしまって、その後の処理を自治体に任せてしまうということも懸念される。そうなると、この税金を、迷惑をかける処理場が設置されている自治体に使わせるという運用も含めていいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

山川教授

それにつきまして、まず私からは、検討会の中でどういった議論があったのかということを紹介させていただいて、具体的な点は事務局から御説明をさせていただくということにさせていただきます。

この点は、特に財政関係のことを専門にされておられます、法律が御専門の方からの御意見を踏まえております。こういう御発言がそのときございました。

「制度の検討に当たっては、周辺自治体との調和が求められる。他県から理解を得られないような制度を作るべきではない。また、事業者の立場から言えば、各自治体の制度が不統一であると、それに対応すること自体が一つの負担となるというおそれがある。」

今、御質問がありましたように、福島県の場合、県内のものだけではなく、県外から入ってくるもの、その時に、例えば福島県と栃木県であるとか、茨城県との間の制度の違いといったものをどのような形でやったらいいのかというときに、その時統一されていたほうが対応しやすいという趣旨で、その委員の方は発言されているということでございます。具体的には、事務局から御説明をいただければと思います。

事務局（三瓶総務企画グループ参事）

周辺自治体との制度面での調和につきましては、既に12の自治体で、産業廃棄物税を導入いたしておりますが、それが全く同じ内容ではなくて、若干違いがございます。これにつきましては、資料4で改めて御説明させていただきますが、一つ具体的な事例を申し上げますと、例えば排出業者に課税する税というのがございます。一方では、最終処分業者に搬入する段階で課税するという制度があります。そういたしますと、例えば排出事業者がAという県にありまして、Bという県に埋立処分することになりますと、二重課税という問題が出てまいります。そういうことから、それぞれ特徴的なものがございますので、その辺の調和を図って、具体的には二重課税的なものをしないように十分配慮するという意味で理解しております。

櫻村委員

先程の御報告で、経済的手法というのは、プラスの面とマイナスの面があり、結論としては、この報告の通りとなったのだと思いますが、そのマイナスの面というのは、どのようなものだったか、教えていただければと思います。

山川教授

一つは、どこからどのように税金を取るかというときに、税金を取る以上にコストがかかってしまうということがあり得るということです。従いまして、取りやすいところから取るということにより、特定の業者が事務負担を負ってしまうという面もあります。それから、もう一つは、産業廃棄物税そのものは、これは特に専門家である東田委員から発言がありましたけれども、コストの問題や、必ずしも効果がどの程度あるのかということについての計測というのが非常に難しいという、この2点が私の記憶の中には残っております。ですから、そういう面でオールマイティではないという、しかも、気を付けないと、税金を取る以上にコストがかかってしまうという、こういう面があるということです。

中村委員

3ページの産業廃棄物税については3つの組み合わせによる進め方が考えられると検討会では出されていますが、もう少し具体的な形での例示のようなものはございますでしょうか。もしくは、他県の例などがありましたら、教えていただければと思います。

山川教授

自主的な取組みというのは、一つ紹介されたのは農業関係のところ、宮城県で行われたということだそうですが、いわゆる温室栽培とかビニールを使うものをどういった形で処理していくのかというときに、今までは捨てていたが、自分たちでなんとかリサイクルできないかという動きが出ているという、これが自主的な取組みということであり、それから、規制的な取組みというのは、いろいろなところでなされておりますので、特段必要ないかと思えます。

新妻委員

税金のところではなくて循環型社会のところ、話すべき事になるのかもしれませんが、この前の審議会の時に、ゴミというものをもっと広い形で捉えて議論してもいいのではないかという意見が櫻村委員から出たと思うんですが、固体としてのゴミ、液体としてのゴミだけではなくて、例えば熱とか排水とか、これはエネルギーにもなるものだし、処理の時に必ず出てくるものなので、熱とか水の回収というのも、併せて考えていけないのかなと私は思うんですね。税金のところ、このような話をするのも何だったのですが、循環型社会を併せてお話しする場合、熱とか水の回収というのも、議論に入れたらどうかなと思えました。

山川教授

私たちの検討会でこのような議論がありました。産業廃棄物ということですので、どうしても物質循環ということでリサイクル、リユースしても、熱レベル、エネルギーレベルでいうと、必ずしもそれを進めるということが、エネルギーレベルで縮小させる、省エネルギーということにはならないんだと、このところはちゃんと留意する必要がありますよという御意見がいくつかございました。

事務局（新妻循環型社会推進グループ参事）

ただいまの御発言でございますけれども、熱とか、水についての回収ということにつきましては、第1部会でこれから条例の検討ということになるわけでございますけれども、その中で、省エネ対策とか、水を守ろうということで水の循環利用とか、そういう面での検討をさせていただくこととなっております。

議長（引地部会長）

廃棄物を減量化していくには、リサイクルは非常に効率よくやっていかなければならない。そうすると、県内で必ず処理できるとは限らない。他県に持って行って、そこで処理してもらおうということも多くなるという可能性もあるのではないか。そうした場合に、税ではどのような対応を考えているのか。

山川教授

逆に、こういう悩みを訴えられたということがあります。確かに、リサイクル、リユースはいいんだけど、ゴミの量が減ると、中間処理業者でも、一定の規模の利益といたしますか、一定量がないと効率的ではないと。ですから、リサイクル等がうまく行ってゴミが減ってしまうと、経営上は逆に難しくなってしまうということを訴えられた委員の方もいらっしゃいます。直接お答えになったかはわかりませんが。

中村委員

今のお話で、ゴミの量が減ることによって儲けが少なくなるというのは、ある意味においては確かにそういう方々は大変な面があるのかもしれませんが、一方、いわゆる環境というもの、私たちが日頃健康に健全に生きていけるといえるのは、環境が非常に健全であるからだと思うんですね。その下で、ゴミを排出し、このようなものが我々の環境を汚していくと、健全な環境というものを守るためという意識というのが、非常に大事になってくるかと思うんですが、その辺の検討会での議論はいかがだったでしょうか。

山川教授

今御指摘あったとおりです。直接仕事に関わってらっしゃる方もいて、本当にまとまるんだらうかということはずっと心配していたわけでありましてけれども、今御発言あったような考え方というのは、やっぱりこの産業廃棄物に関わっている業者の方々も、かなり認識されてきている。地球環境問題を含めて、非常に浸透してきているということから、いろいろあるけれどもやはりこれはやらざるを得ないというところで、このような形でまとめることができたということで、実は私も事務局もひやひやしながら議論をしてきたという経緯がありますけれども、しかし、意外とそこところは頭の切り替えをしていただいたというように理解をしております。ですから、もちろん全体ではありませんが、そういうところまで少なくとも関連している業者の方々の意識は、委員会とか、そういったレベルのところですけれども、今後、ですからその部分をどのように浸透していくのかというときに、意識改善をしていくための取組みであるとか、あるいは優良な業者に対してちゃんと表彰をしていくという仕組みであるとか、あるいは技術改善ということに対してそれ

なりにサポートしていく、このようなことなどが必要だろうと。それによってさらに意識改善が図られることになるのではないかと。このような議論を記憶しております。

渡辺委員

4ページの「人間のライフサイクルに即した建築物の再利用の促進」というのは、どのような話なのでしょう。

山川教授

先程、この近くのニュータウンの蓬莱団地の話をさせていただきました。新聞にも出ておりましたけれども、通常こういう建物は30年とか40年は持たせるということなんですけれども、できれば建物の寿命としては100年ぐらいもたせたいと、長寿命化する場合には、一定の手を入れながらやっていかなければいけないだろうということが一つ目です。

それから、二つ目として、ライフサイクルということですが、最近福島市などでも、高齢者の方々がまちなかに居住し始めております。これは、先程の蓬莱団地であれば、高齢化が非常に進んでいて、ひょっとしたら、中山間地域よりも急速に高齢化が進むということで、そこでのいわば住み替えみたいなものを、例えば一定年齢になれば、車を運転できないということがあれば、交通の便利なところに住む。しかし、住むと言っても、お金の問題であるとか、引っ越しの問題とか、いろいろな問題があるわけですが、それを何らかのサポート体制をとりながら、子供がいる若い人たちが郊外の庭のあるところにおいて、子供が育ってしまって部屋は要らない、しかも、移動するのが非常に難しくなってくるという方は、まちなかの便利なところに住む。その時に、家の模様替えをすることかということをしらんだ形の、全体としてのトータルとしての建築物というものを捉えたらどうだろうということでもあります。これは、単に民間の住宅だけではなくて、幼稚園生が一人もいなくなったところについては、例えば高齢者の方々が集まりやすいようにする。しかし、幼稚園生向けと高齢者向けとでは、やはり建物の仕様が違って来るだろう。そういういろいろなスタイルに対応できるような仕様を考えた上で建物を造っていったらどうだろうというような提案もございました。また、これはこれからの課題だろうと思います。

議長（引地部会長）

他に御質問等ございませんか。

特になければ、「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会報告について」は以上で終了します。

山川先生には、大変お忙しい中、貴重な御説明をありがとうございました。

次に、検討事項の2として「福島県内の産業廃棄物の処理状況について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（河津産業廃棄物グループ主幹）

資料の2に基づきまして、本県の産業廃棄物の処理の状況について説明したいと思います。

す。

(P 1 福島県における産業廃棄物廃棄物排出量等の推移)

各事業場から排出される産業廃棄物と実際に有償で出回るものを併せて不要物等といいますが、その不要物等の発生量は表の1とグラフになっております。昭和47年から、だいたい5年ごとのデータが示されております。これは各廃棄物処理計画に基づいて調査したデータを集計したものです。従いまして、一番最近のデータが平成10年度で、若干古いわけですが、平成16年度に新たに大きな調査をかけてまとめようとしておりますので、御理解していただきたいと思っております。

ここでは、先程検討会の座長からの報告にもありましたけれども、不要物等の発生量は平成5年度に比べて平成10年度は1.33倍となっております。

さらに、産業廃棄物排出量、つまり不要物等の発生量から有償物を除いたものは、平成10年度は平成5年度の1.41倍となっております。

(P 2 福島県における産業廃棄物等の処理状況)

産業廃棄物等の処理状況を表の中に示しております。

不要物の発生量6,859,646トン、産業廃棄物排出量と有償物量に分けたのが二番目の段でございます。それぞれかっこにつきましては、不要物等発生量に対する割合を、大かっこにつきましては、産業廃棄物排出量に対する割合を表示しております。

不要物等発生量のうち、97%は産業廃棄物として排出されております。さらにその97%のうち、自己再生利用、つまり自分の事業所で出たもので再生利用できるものは1.6%。それから自分のところで破碎や脱水などの中間処理をするものと破碎業者や焼却業者などの中間処理業者に委託して中間処理するものの合計が産業廃棄物排出量の81%。事業所から出てくるものを直接最終処分するものは産業廃棄物排出量の17.4%。その他は保管しているようなもので、非常に少なくして率は0.0%になります。

4段目は、中間処理をした後の取扱いになります。破碎や焼却をした後に、さらに再生利用されるものが左になります。さらに、中間処理した後の燃え殻等の最終処分されるものは産業廃棄物排出量の3.7%。それから中間処理後その他で、中間処理後に保管されているようなものは0.0%と少なくなっております。

最終的には、不要物等発生量に対して、再生利用量合計は33%、最終処分量は20.5%、その他は0%となっております。処理の間に減量化されたものは、不要物等発生量に対して46.5%、産業廃棄物排出量に対して47.9%となっております。

つまり、結果的に不要物の発生量に対して最終処分されているものは20.5%となっております。

(P 3 福島県における産業廃棄物の種類別の処理状況)

産業廃棄物19品目についてどのような処理がなされているかは、下の表をみていただければ分かると思いますが、污泥関係は、御存じのように非常に水分が多いので減量化率が非常に高く88.2%を占めています。新築や改築に伴うコンクリートやセメント屑といったがれき類は、破碎して中間処理して再生利用することにより、94.6%という高い再生利用率を示しております。ばいじんは、90.2%という高い最終処分率を示して

います。その他の種類別の廃棄物については、グラフと表のとおりであります。

(P 4 福島県における農林水産業に係る廃棄物等の状況)

今までの資料には、農林関係のものは除いてあるので、農林関係を抜き出して示しております。農林水産業から発生する有機性資源は年間約 3 4 7 万トンであり、その約 8 割が有効利用されているが、林業系木くず、生活系生ゴミ等、事業系動植物性残さの利用率は低い状況になっています。それから、農業用使用済み廃プラスチック類につきましては、年間約 2 千 5 百トンが排出されておりますけれども、平成 1 4 年度においては、その約 5 割を協議会が回収しているということでございます。漁業系廃プラスチック類につきましては、年間約 3 5 0 トン排出され、その約 8 割がその年に適正処理されているということでございます。

(P 5 福島県における産業廃棄物中間処理業者における中間処理量の推移)

先程の産業廃棄物の流れというのは、排出者等へのアンケート結果により作成したものであり、5 ページは、破碎や焼却処理をしている中間処理業者から聞き取りをして作成しております。ここでは、平成元年度から平成 1 4 年度までのデータを示しており、平成 4 年度から平成 9 年度までは、約 1 5 0 万トンで推移していたが、平成 1 0 年度から大きく増加傾向を示しております。県内と県外の構成比は、平成 5 年度以降は 2 0 % 以下に落ち着いています。

(P 6 福島県における産業廃棄物最終処分業者における最終処分量の推移)

ここでも、平成元年度から平成 1 4 年度までのデータを示しております。平成元年以降減少傾向を示しているが、平成 7 年度から横ばいの状況となっています。ただ、平成 1 3 年度は若干高くなっていて、これは建築リサイクル法の関連の廃棄物が入ってきて多少高くなっているのかなと感じています。同様に、平成 1 3 年度は県外物の割合も高くなっております。

県内と県外の構成比は、平成 8 年度には県外物が非常に少なくなり、その後増加傾向を示しましたが、平成 1 4 年度には平成 1 3 年度より減少し約 2 0 % まで下がっております。このことについては、県の廃棄物処理計画を作って、県外物の抑制を図った効果が多少出てきているという見方をしているところです。

(P 7 産業廃棄物の広域移動の状況)

県外への排出では、主に北海道に搬出しており、県外からの受入では、宮城県と関東地方から来ているという状況になっております。

(P 8 福島県における産業廃棄物処理施設設置許可件数の推移)

先程の検討会の報告にもありましたが、設置の許可件数の推移を示しております。最終処分場設置許可件数と焼却施設設置許可件数は、いずれも最近は少なくなってきております。合意形成等が非常に難しい状況も一つにはあるものと思っております。

(P 9 平成14年度不法投棄監視実績)

不法投棄の監視実績と発見件数を示しております。県では、中核市を除く88市町村で監視員を配置して、年間延べ1,800日ぐらい監視していただいております。その他、地方振興局で県の職員が実際にパトロールして見てまわっております。先程、県内の投棄量10トン以上の不法投棄の件数は、平成13年度で平成5～7年度平均の2.8倍というお話がありましたが、現在もかなり厳しい状況にあります。投棄者の判明数も、4割から6割と、必ずしも見つかっていないという状況にあります。

(P 10 各都道府県における不法投棄件数・投棄量)

これは、全国の不法投棄の件数で、投棄量10トン以上のかなり大きなものに限定されております。県内では、最近では10数件から20件ぐらいで推移しております。また、全国的には茨城県や千葉県が多い状況にあります。

(P 11 福島県における不法投棄防止対策)

不法投棄に関しては、監視員が非常に重要だと言われておりますが、本県でも、不法投棄の監視員制度を設けて、中核市を除く88市町村に100名を配置しております。さらに、夜間や休日に投棄されることが非常に多いので、警備会社にも監視パトロールを委託しております。

平成16年4月からは、最近不法投棄が非常に悪質、巧妙、広域化していることを考慮して、警察官OB2名を振興局に配遣する予定であります。

そのほか「エコパトロールシステム」として、携帯情報端末を利用したリアルタイムの情報交換を16年度から導入したいと考えております。

それから、普及啓発事業や、市町村や県警、県の産業廃棄物協会でも取組みを行っております。

(P 12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の主な改正内容)

平成3、9、12年と、大きく変わってきております。例えば、平成3年は、特別管理廃棄物制度の導入や、廃棄物処理施設の設置についての届出制から許可制への移行、特別管理廃棄物についてのマニフェストの義務づけなどが始まり、平成9年はそれぞれ強化されてきております。

最近では、いわゆる多量排出事業者の処理計画の策定の義務づけと公表や、排出事業者処理責任の徹底、マニフェストによる最終処分までの確認の義務づけ、措置命令を排出事業者にまでさかのぼって行うことなどまで強化されてきております。

(P 13 福島県における最近の産業廃棄物対策の経緯)

県で行ってきたことがおおざっぱに記載されております。

平成2年に、福島県産業廃棄物処理指導要綱を制定し、その後法改正に伴いいろいろと改正を行ってきた状況にあります。

平成12年には、廃棄物処理に関する課題検討会を設置し、廃棄物処理に関する課題を解決するための施策を検討し、さらに平成13年に廃棄物問題検討委員会で具体化してき

たところですが。その結果を、廃棄物処理計画や県指導要綱に反映し、さらに、県の環境審議会の審議を経て、平成15年3月に条例が制定されました。

(P 1 4 ~ P 1 6 福島県における産業廃棄物に関する課題等)

この中では、特に14ページの下の方の「産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進」で、基準年を平成10年度として、平成17年度、平成22年度の目標を立てて、現在進めております。平成16年度に調査をかけて、計画が実際にどのように進んでいるか中間見直しをする予定にしております。

次に15ページで、「産業廃棄物の適正処理の推進」については、不適正処理については原因者に対し、確実に原状回復させることはもとより、刑事、行政、民事等あらゆる面から責任追及をしていくことにしております。

それから、に、「産業廃棄物処理施設の確保」が挙げられております。廃棄物処理計画では、今後必要とされる最終処分容量については、平成17年度末において十分確保できる見直しにあることから、平成17年度までは、新たな容量は不必要と考えており、その後の最終処分容量の必要性については、平成17年度に再度検証することとしております。そのために、平成16年度に検証するわけではありますが、に書いてあるように、「廃棄物処理計画」では、平成17年度末における残余年数は、管理型で約9年、安定型で約21年となっておりますが、現時点で再試算したところ、管理型で約7年、安定型で約15年となっており、ここ数年間、廃棄物の最終処分場に行く量が多少増えていることもあり、若干前倒しになっている状況にあります。

(P 1 7 福島県における再資源化等施設の設置状況)

汚泥の脱水施設や乾燥施設などの県内の設置状況を、各方部ごとに示したものであります。

(P 1 8 ゼロエミッションに向けた廃棄物再生利用の方法と課題)

産業廃棄物の種類毎にどのような利用方法があるか、どのような課題があるかを示しております。

(P 2 0 全国における公共関与による産業廃棄物処理施設整備状況)

現在稼働または整備中の施設を示しております。

議長(引地部会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

渡辺委員

資料の8ページでお尋ねいたします。

最終処分場の設置許可件数という、経年のデータが出ておりますが、許可件数ではなくて、申請件数でいうとどうなりますか。また、5年ほど前に、郡山といわきは中核市になっておりますね。その件数は、どのような扱いになっておりますか。

事務局（平澤産業廃棄物グループ参事）

御指摘のように、平成11年からいわき市は中核市になっております。それ以前、平成8年から郡山市が中核市になっておりますので、これはここには含まれていないということになります。

それと、申請がどのようになっているかということでございますけれども、法に基づく許可申請の前段階としまして、本県の場合は、先程説明しましたように、産業廃棄物処理指導要綱という手続きを踏んでいただくようお願いをしております。それがクリアされて法の許可申請に出てきたものは、100%許可がおりているということでございます。現段階におきましても、最終処分場については、本県が所管しているものにつきましては、7～8件ほどは動いているという現状でございます。

渡辺委員

重ねて、しつこいようですが、いわきと郡山は産廃を処理する要望と申しますかニーズが多いところだと思っておりますが、それを抜きにしてこの数字を並べられてましても、県も市も住民にとっては一緒、県民の生活環境にとっても一緒で、福島県には申請も許可もないが、いわきとか郡山には許可申請は実際は相当あるんじゃないですか。ただ、事務の移管によって、市の審査が遅滞しているということはありませんか。

事務局（平澤産業廃棄物グループ参事）

郡山市にしましても、いわき市にしましても、県の産廃の指導要綱と同じような要綱のシステムをとっております。知りうる範囲では、郡山市におきましても、最終処分場につきましては2件ほど事前協議の段階になっております。いわき市におきましても、3件か4件ぐらいが事前協議の段階を経て、2件ほどは許可の申請になる段階、若しくは許可申請が出ているのではないかという情報は得ております。

渡辺委員

いわき及び郡山は、合計で人口60万人を越しており、福島県の人口は210万人ですから、そこから60万人を引いた数字を書かれましても、ピンと来ないと言うことが正直ありますので、かっこ書きでいわきと郡山の分も入らないと、全体的な流れと申しますが、形を私たちは把握しきれないような感じをいたしますので、ちょっとしつこいようですがお話をした次第です。

事務局（平澤産業廃棄物グループ参事）

私どもの方でも、今回お示ししております数値につきましては、委員のお話のように、いわきと郡山でもこのような県と同様の統計がとられていると思いますので、組み込めるものにつきましては、再度照会などをしまして、今おっしゃられたように、欄外若しくはかっこ書き等で追加し、次回の部会などには配布できるような形で、御要望に応えたいと思います。

議長（引地部会長）

私にも、申請がなかなか通りにくくなっているという情報は入っている。一番は地域住民の理解を得るのが非常に苦勞をしているが、せっかく、地域住民の人を説得しても、手続きが遅いと、また別な団体から指摘がされて、なかなか通りにくくされてしまう。そのような点はどうしたらいいのかとたまに質問されることがあるんですが、私は市の仕事もやっているんで、どこがどうなのかが一番悩んでいるところで、申請している事業者さんも、これで完全かどうか指摘してくれということもあったが、申請者はやはり苦勞されているようである。

事務局（平澤産業廃棄物グループ参事）

今おっしゃるようないろいろな問題があったものですから、この環境審議会や部会の御協力を得まして、廃棄物の条例というものを県として制定したところです。事業をうまくやるということについては、結局は自分の方での積極的な情報公開や、どのような事業を行うのかといった事業者の説明責任を積極的に幅広くやっていただくことで、そのようなことを条例に取り入れております。そのようなことを行うことが、事業が透明化されて、住民への安心感になっていく。そのようなことの積み重ねの中で、見えてこなかったものが見えてきたり、事業者さんへの安心感につながっていくのではないかと考えております。審議会の皆さんの意見を踏まえ、条例が4月1日から施行されますが、うまく運用していければと思っております。

新妻委員

非常に小さなことですが、14ページの一番下の表で、平成22年度の一番下は、7%ではなく6%ですか。47+47+6ではありませんか。

それから、20ページに、公共関与による施設の整備状況が出ているが、今後福島県はどのようにしていくのかをお伺いしたいんですね。というのは、最終処分場のようなものは、実は行政が管理した方がいいのではないかと考えています。というのは、マニフェストが闇で売買されたり、会社を倒産させたりして最後まで面倒を見ないという事件も起きていますので、公共関与で最後まで自治体が面倒を見ていくという形でやっていくのがいいのではないかと考えています。

だいたいマニフェストが売買されるということは、本当は違法ではないかと思ったんですけど、どうなんですか。だって、普通は会社の登記にしたって何にしたって、申請を出してその後会社が変わったら、申請をしないのが当たり前なのに、どうして会社が変わっても、それがそのまま売り買いされてしまうのだろうか。会社の力量もわきまえないで、許可だけが横にスライドできるのかが非常に疑問です。産廃の世界は非常に儲かるんですね。こんなに儲かるんだったら、行政がやったらいいんじゃないかと私は思うんです。しっかりお金を頂いて、しっかり管理もしていくという形で、行政がこれからのゴミ処分場は管理していくという方向を推進していったらいいのではないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

事務局（平澤産業廃棄物グループ参事）

14ページの数字は、注の3にありますとおり、端数処理の関係で数字があわないといいますが、計画を作る段階からこの数値を用いておりますので、必ずしも100にはならないということで御理解を頂きたいと思えます。

公共関与につきましては、まず福島県の状況でございますが、いわき市に管理型の処分場がありました。それが平成13年度で満杯になりまして、今は維持管理をしています。また、廃棄物の排出量に比べて処分場の少ない県中地区に必要なだということを、今までの廃棄物処理計画に具体的に挙げまして、郡山の田村地区に作りたいということで、県としては鋭意努力をしているところでございます。産業廃棄物最終処分場といえますと、各地で自分の庭先にはゴミ捨て場はいらぬよというような一般的な言われ方をしまして、説得をさせていただいても、なかなかOKのサインが出ていないということで、鋭意説明に時間を割いている状況でございます。

あと、お話にありましたマニフェストの売り買い。当然マニフェストの売り買いという行為そのものは違法でありますので、このような実態があるということであれば、行政で当然マニフェストを出しているところに照会をかけて、法的な措置を取っていくことは当然のことです。

さらに、儲かるから行政がやればよいというお話もありましたが、廃棄物処理法の法体系そのものが、民間の方が適正な処理を実施するというのであれば、技術基準なり維持管理基準なり、設置基準というものに照らし合わせて許可をしなければならない法のスタイルであり、廃棄物の処理そのものが、最近の言葉で言えば民間活用という言葉になるんですけれども、まずは民間処理という法体系になっております。そうはいいまして、最近いろいろ取りざたされておりますように、処分場に対する不安感や不信感といったものを解消することとか、最終処分容量が全国的に少なくなっているということで、公共関与というものは、民間がやるものの補完という位置づけが今はなされていることだけお話をさせていただきます。

新妻委員

産廃の処理の安全性と必要性を地元で理解してもらってということが先程から出ていたのですが、それに関してなんですけれども、県は最低限こういうところには作らせないんだというようなものをしっかりマップにして示すべきだと思うんですね。私が言いたいのは、水源なんかそうなんです、この地域には絶対許しませんというものを、あらかじめ示すべきだと思うんです。そうすると、業者もそういう地域は手を出さないわけですよ。例えば、私が今関わっている相馬市の菖蒲潟という産廃施設の計画があるんですけれども、そこはもう水源になっていて、相馬市がだめだといっているだけけれども、業者は1億円出して買っているんですね。そうなってしまうと、どっちも引けない状況になってしまうんですね。あらかじめ、こういうところには作らせません、こういう地域は作ってはいけない地域です、生活のためにどうしても守らなければならない地域ですというものを、禁止区域マップみたいなもので示せば、業者もそれを避けた土地で、利用できる土地を探せるのではないかと思うんですね。こういうものは、やはりちゃんと示して欲しい。県は、県民の生活のためにも、業者が妙なストレスを感じないためにも示して欲しいと思うんですね。

それから、必要性ということに関して言うと、地域のものを地域でうまく処理していくために、地域のゴミをもう一度見直す努力をして欲しいなと思ったんですね。例えば、相双地区は、サケが上がる季節になると、はらこだけを取ってサケを捨てていくんですね。あれはほとんど売り物にならないんですよ。相馬の場合は、穴を掘って埋めたりしているんですよ。違法だからやめてくれ、廃棄物投棄になるからやめてくれといっているんですが、こういうことも、あらゆる相双管内の川で起きていると思いますよ。ですので、こういうものの処理施設が、相双管内に一つあれば、例えば堆肥にするとかペットフードにするとか、そういう地域のゴミをもう一度検証して、その地域で処理をしていくという検証をして欲しい。そういうものを地域で作る分には、全然反対は出ないのではないのかという気がしております。

事務局（平澤産業廃棄物グループ参事）

マップを作って規制してはどうかという御意見は御意見としてお伺いしておきたいなと思います。廃棄物処理法というのは、一般廃棄物なり産業廃棄物というものをどういうように適正に処理するかという観点からの法律でございますので、地域の実情を大変お聞かせいただいたということで、私の方で受け止めたいと思います。

ちょっと今条例を忘れましてけれども、河川について、水環境保全条例なんかですと、通常的环境基準より上回った基準を設けることができるという、市町村からの要望を踏まえて市町村が指定すれば、プラスアルファの規制ができるような条例もございますし、先程も言いましたけれども、県の条例で水環境に影響を及ぼさないように知事が配慮しなければならないような、条例の中で規定を設けたりしておりますので、そういったことで設置をするという話なり協議があった際には、事業者に対する指導もしていけるのではないかと考えております。

あと、水産関係のお話もありましたので、その件につきましては、不法投棄ではないかという情報がありましたら、どしどし私どもの振興局にお寄せ頂きたいと思います。水産は水産関係で、なかなか売り物にならないようなサケなどについては、有機的に利用していこうということで、堆肥を作るための原料に利用したりして、実際やっているような地区もあるということもございます。なるべく地域で出たものは地域内で循環なり処理していこうというようなお話につきましては、今後の施策に反映させて行きたいと思います。

議長（引地部会長）

次に、検討事項の3として「循環型社会形成に向けて福島県が産業廃棄物行政で今後取り組むべき事項について」を事務局から説明をお願いします。

事務局（三瓶総務企画グループ参事）

時間も経過しておりますので、資料3から5を一括して説明させていただきます。

（資料3「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会報告」に対応する事業）

これは、先程検討会の山川座長から報告がありました検討会の報告の「2」で、福島県が今後さらに取り組むべき事項として整理された5項目に対応する形で、現在このような

事業を実施しているということで、主な事業として平成16年度にこのような事業を予定しております。検討会報告につきましては、こういう前提を踏まえ、さらにこういう点について力を入れていただきたいという提言として受け取っております。

従いまして、資料3については、取りまとめた資料でございますので、御覧いただきたいと思っております。

(資料4「各州市の産業廃棄物に係る税条例の概要」)

資料4につきましては、若干御説明をさせていただきます。

これは、各州市の産業廃棄物に係る税条例の概要でございます。このペーパーは、各州市の税条例をもとに私どもで作成したペーパーでございます。

平成16年3月22日現在で、こういった自治体で産業廃棄物税の条例が成立しております。全てが施行されているわけではございません。

その中で、この表の上から3つめ、課税客体でございます。それぞれの団体で、それぞれ特徴がございます。まず課税客体につきまして、三重、滋賀県の考え方ですが、排出時点での課税ということになります。それから真ん中の、10県では、埋立処分場搬入段階での課税ということになります。それから、3つめに、北九州市におきましては、埋立行為での課税ということになります。先程、新妻委員から御質問ございましたように、排出時点での課税と埋立行為での課税が別々の自治体となりますと、二重課税という問題も考えられるということで、こういったところで周辺自治体との調整ということになってまいります。

それから、課税標準でございます。基本的には全て廃棄物の重量に応じて課税するということになっておりますが、三重県、滋賀県につきましては、中間処理施設への搬入段階では処理係数を乗じて得た重量ということになります。これは、中間処理業者に搬入した場合、最終処分までの間に、相当減量化されます。それを、三重、滋賀県とも、県内の処理施設での実績を参考に、減量化して、それに応じた一定の係数を乗じ、例えば焼却ということになりますと、係数が0.1、乾燥は0.3、つまり、中間処理で焼却に回した場合には10%が課税対象になり、乾燥の場合にはその3割という処理係数を作っております。

それから、納税義務者につきましては、排出事業者、搬入事業者、埋立を行う者、このような形でそれぞれ特徴を持っております。

特別徴収義務者につきましては、三重、滋賀につきましては、県直接、北九州も、市直接ということになりますが、真ん中の10県につきましては、県に代わって最終処分業者が特別徴収義務者として税を徴収することになっております。いずれも、処分業者に対しては、県が一定の手数料を支払うような形になっております。

それから、それぞれの特徴というのが、このような形で整理されております。これが、現在条例を持っている各自治体の税条例の内容ということになってございます。

(資料5「各州市における産業廃棄物税の用途」)

これは、各州市における産業廃棄物税の用途で、それぞれ目的と具体的な事業がございます。代表的なものを御説明申し上げますと、まず最初に、岩手、青森、秋田につきまし

ては、発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるためということで、具体的な事業としましては、 の2つめで、産業廃棄物処理施設の整備で、公共関与産業廃棄物処理施設整備基金の造成とか、市町村とのごみ減量化等の施策研究というのがございます。

お聞き頂きまして、2ページでございますが、岡山県におきましては、具体的な事業としては、環境教育、学習の振興等・環境情報の拠点づくり、広島県におきましては、NPOやボランティア団体が行う環境保全活動への助成といったものが具体的な事業として挙げられてございます。

3ページでございますが、北九州市の税につきましては、環境未来税という税でございます、目的として、「環境未来都市の建設を目指し、環境施策に要する費用に充てるため」、いわゆる産業廃棄物税を導入しています。具体的な事業としては、廃棄物の発生抑制やリサイクル・資源化技術研究開発のための拠点整備や、資源循環に貢献する新たな環境産業立地への支援が挙げられております。

4ページでは、新潟県の産業廃棄物税条例ですが、この目的が、産業廃棄物の最終処分場の設置促進、その他産業廃棄物の適正処理施策の推進の費用に充てるということで、具体的な事業としましては、その他産業廃棄物の適正処理施策の推進ということで、不法投棄された産業廃棄物等撤去や、不法投棄防止対策の強化といった特徴的な事業も考えられているところでございます。

以上、各県の産業廃棄物税の用途についての主なものを御説明させていただきました。以上です。

議長（引地部会長）

ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

中村委員

資料5で、三重県では平成14年4月から税条例を施行していて、いい結果がでていたりとか、悪い結果がでていたりとか、その辺の情報がございましたら、お願いします。

事務局（三瓶総務企画グループ参事）

三重県では、既に税を実施しておりまして、環境省で「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」があり、現在も議論をしておりますけれども、その中で現在の状況が発表されております。その時の数値ですと、産業廃棄物税につきましては、基本的には、本来税ですと、ある行政目的があって、そのための財源を確保するのが税の目的になるわけですが、産業廃棄物税の場合には、それとはまた別に、極端なことを申し上げますと、例えば税収がゼロになるというのも、税導入の目的の大きな部分になってくる、つまり、それだけ廃棄物が排出されないという結果になります。

三重県では、平成14年度の税収額を4億1千百万円と見込んでいたそうではありますが、実績が1億3千百万円で、3分の1になっております。そういったしますと、税収としては3分の1なので、見込みは達成できなかったわけですが、それだけ課税対象となる廃棄物が少なかったということで、税の目的は相当達成されたということの報告がなさ

れております。

中村委員

課税のところ、排出時課税とか埋立時課税とか、いろいろな課税の状況があるようですけれども、それぞれのメリット、デメリットがあればお伺いしたい。

事務局（三瓶総務企画グループ参事）

メリット、デメリットということになりますと、まだ判断が付かない状況です。ただ、この13の条例全てに、いずれも5年を目途に見直す、つまり、必要な措置を講ずるといふ文言が入っております。それだけ試行錯誤もあるし、5年を目標に、いろいろ試行錯誤の中で改善していこうということで、この特徴の点で一応書いてはございますが、メリット、デメリットについては、これからの議論の中で整理させていただければと思います。

議長（引地部会長）

次回から具体的な話もなされるようになると思いますので、以上で終了したいと思います。

次に、「その他」についてであります、委員の皆様方から何かありましたらお願いします。

議長（引地部会長）

なければ、事務局から何かございますか。

事務局（三瓶総務企画グループ参事）

今回の部会で御審議いただきたい事項として、3つほどございます。関係者からの意見聴取、産業廃棄物行政と経済的手法のあり方検討会で提出された8項目についての検討、産業廃棄物税にどう取り組むべきか、これは大変恐縮ですが、中間取りまとめをお願いしたいと思っておりますので、その骨子となりますのは、具体的には税を導入する目的、課税客体、納税義務者等でございますが、議論をしていただければと思います。

このうち、「関係者からの意見聴取」の方法についてでございますが、お手元にペーパーが届いているかと思います。次回、部会で意見を聴取する事業者ということで、産業廃棄物の排出事業者の方と、実際に産業廃棄物を中間処理又は最終処分をしている処理業者の方と、聴取内容、この3つをメモ的に記載しておりますが、この点について、いろいろ委員の皆さんで御協議いただければと思います。

議長（引地部会長）

ただ今、事務局から、今回の部会で予定している「関係者からの意見聴取」についての協議依頼がありましたが、事務局としてはどのように考えているのか説明をお願いします。

事務局（三瓶生活環境部総務企画グループ参事）

具体的にどういう企業というものは持ち合わせていないんですが、産業廃棄物の排出事

業者の方、中間処理又は最終処分をしている処理業者の方ということでよろしければ、時間の関係もありますので4社ぐらいになるかと思いますが、おって事務局でリストを作りまして、引地部会長と御相談させていただいて、第2回の部会で事業者から御意見を伺うことにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（引地部会長）

ただ今、事務局から、4社ほどから意見を聴取してはどうかとの意見がありました。具体的な事業者については、相手方の都合や日程的な問題もありますので、事務局で候補事業者を選んで、あるいは皆様からぜひこういう事業者からということがありましたら、事務局にお知らせしていただいで、最終的に私が選定することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長（引地部会長）

それでは、事務局といろいろ意見交換しまして、次回に適当な事業者の方に参加していただいで、実情を説明していただく予定でございます。

他にございませんか。

特にないようですので、本日の部会を終了いたします。審議に御協力いただきありがとうございました。

司会（小松企画主幹）

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

長時間にわたり、御審議いただきありがとうございました。